

資料 1

平成 28 年石巻市条例第 6 号

石巻市老人福祉センター寿楽荘条例

石巻市老人福祉センター寿楽荘条例（平成 17 年石巻市条例第 152 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 地域の老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため、石巻市老人福祉センター寿楽荘（以下「寿楽荘」という。）を石巻市日和が丘一丁目 1 番 1 号に設置する。

（事業）

第 2 条 寿楽荘は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 高齢者の生きがいづくりや健康づくりを促進する事業
- (2) 高齢者と地域住民等との交流を促進する事業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、寿楽荘の設置目的を達成するために必要な事業

（指定管理者による管理）

第 3 条 市長は、寿楽荘の管理を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 前項の規定により、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 寿楽荘の利用の許可に関すること。
- (3) 寿楽荘の建物、設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（自主事業）

第 4 条 指定管理者は、寿楽荘の設置目的の範囲内で市長の承認を得て、自主事業を営むことができる。

（開館時間及び休館日）

第 5 条 寿楽荘の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。ただし、団体の利用（浴室の利用を除く。）に限り午後 9 時まで延長することができる。

2 寿楽荘の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
に当たるときは、その翌日）
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 1 月 2 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができる。

（利用者の範囲）

第 6 条 寿楽荘を利用することができる者は、市内に住所を有する 60 歳以上の者とする。ただし、指定管理者が適当と認める者については、この限りでない。

(利用の許可)

第7条 寿楽荘を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可の制限)

第8条 指定管理者は、寿楽荘を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が寿楽荘を利用させることが不適当と認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、寿楽荘の利用許可を受けた目的以外に利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
 - (2) 第7条第2項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
 - (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、寿楽荘の管理運営上特に必要と認めるとき。
- 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者は、その責めを負わないものとする。

(利用料金)

第11条 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
- 5 市内に住所を有する60歳以上の者が浴室を利用するときは、指定管理者が発行する定期利用券を利用することができる。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除する

ことができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既に納入した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、寿楽荘の利用を終了したとき、又は中止されたとき、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちに施設、設備等を原状に復して返還しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 施設、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(入館の制限)

第16条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、寿楽荘への入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 館内の秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 他人の迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯しているとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると指定管理者が認めるとき。

(指定管理者の指定の取消しに伴う使用料の徴収等)

第17条 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年石巻市条例第321号）第8条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、市長が寿楽荘の管理を行うものとする。この場合において、市長は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において使用料を徴収するものとする。

2 前項の場合にあっては、第6条から第8条まで、第10条、第11条第1項、第4項及び第5項、第12条、第13条並びに前条の規定を準用する。この場合において、第6条から第8条までの規定及び第10条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条の見出しを「(使用料)」と、同条第1項中「料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者」とあるのは「使用料を市長」と、同条第4項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第5項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第13条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、前条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表第2中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。(平成28年石巻市規則第67号で平成28年11月26日から施行)

(準備行為)

- 2 第3条の規定による指定管理者の指定の手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成31年3月18日石巻市条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の使用料、手数料、割増料等は、令和元年10月1日以後の許可等に基づき徴収すべきものについて適用し、同日前の許可等に基づき徴収すべきものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成31年4月30日条例第30号)

この条例は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。

別表第1 (第11条関係)

区分	単位	浴室
60歳以上の者	1回	200円
60歳未満の者	1回	500円
定期利用券	6か月	3,050円
	1年	5,090円

別表第2 (第11条関係)

区分		集会室	和室	会議室
市内に住所を有する60歳以上の者が利用予定者の半数以上である団体		無料	無料	無料
指定管理者が適当と認める者	半日	2,540円	1,520円	1,520円
	1日	5,090円	3,560円	3,560円
	夜間	3,560円	2,540円	2,540円

備考

- 1 半日利用の時間帯は、午前9時30分から午後0時30分まで又は午後0時30分から午後4時30分までとする。
- 2 夜間利用の時間帯は、午後4時30分から午後9時までとする。
- 3 利用者が営利を目的として利用する場合の利用料金は、指定管理者が適当と認める者が利用する場合の利用料金の額に、それぞれ100分の200を乗じて得た額とする。